# グローバル内部通報規程

## 第１章 総則

（目的）

第１条　本規程は、ＣＢＣ株式会社（以下、「当社」という。）のグループ会社（当社が本規程に基づく通報制度の利用を認めた別紙１に記載するグループ会社をいい、以下、総称して「当社グループ」という。）における違法又は不適切な行為を通報する制度について定め、それにより、当社グループが不正の防止、早期の発見と是正を図り、法令遵守を徹底し、高い倫理観を持って事業活動を行うことに資することを目的とする。

２．本規程は、当社が定めるグループ共通の統一的通報窓口（以下、「本通報窓口」という。）に対する通報のみに適用され、当社又は各グループ会社の独自に定める通報窓口になされる通報、又は通常のレポーティングラインを通じて提起される問題（例えば、部下が上司に不正行為を報告すること）には適用されない。

３．本規程により通報が認められる当社グループの役職員その他の者（具体的には第２条に「通報者」として定める。）は、不正が行われ、又は行われようとしていることを知った場合、本通報窓口を含む通報制度を積極的に活用することが推奨される。

（通報者の範囲）

第２条　本規程に基づき通報することができる者は、当社グループの従業者（当社グループの指揮監督を受けて当社の業務に従事している者（雇用関係にある従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、取締役、監査役、執行役員、派遣社員等も含まれる。））及びそれらの退職者とする（以下、「通報者」という。）。

（通報対象事項）

第３条　通報者は、当社グループの業務に関連して、次のいずれかに該当する事実（まさに生じようとしている場合を含む）を本通報窓口に通報することができる。

（１）　贈収賄、独禁法違反

（２）　会計・税務に関する不正

（３）　キックバック

（４）　経営陣による差別、ハラスメント

（５）　横領、詐欺、窃盗、背任

（６）　暴行、脅迫
（７）　品質・検査偽装
（８）　個人情報保護関連法の違反
（９）　環境保護、健康、安全に関する法令違反
（１０）　会社の機密事項の漏えい
（１１）　契約、報告又は記録の偽造・変造
（１２）　インサイダー取引
（１３）　会社資産の不正使用、破壊行為
（１４）　通報に対する報復その他の本規程に違反する行為
（１５）　上記各号につながる当社グループの内部規則・手続違反
（１６）　その他の法令違反

２．通報者はいかなる場合も、虚偽であることを知りながら根拠のない通報を行ってはならない。また、通報者は、上記のいずれにも該当しない給与その他の処遇又は業績評価への不満を本通報窓口に通報してはならず、これらの問題は各グループ会社の人事などの通常のレポーティングラインを通じて解決されるものとする。

（現地法令との抵触）

第４条　本規程が各グループ会社に適用される現地法令に抵触する場合には、現地法令を優先して適用する。その場合、その現地法令の適用を明らかにする目的で、本規程の別紙２に、その現地法令による本規程の変更事項を記載する（疑いを避けるため、本規程の別紙２に定めがない場合であっても、本規程と現地法令が抵触する場合には現地法令が優先する。）。現地法令の要件を満たす場合、通報者は通報内容を、行政機関を含む第三者に通知することを妨げられない。

## 第２章 運営方法

（本通報窓口）

第５条　本通報窓口の責任部署は、当社のグローバル・コンプライアンス・ガバナンス委員会（以下、「GCGC」という。）とし、本通報窓口の事務局は、当社の Legal Group 及び Human Resources Group（以下、「事務局」という。）とする。

２．本通報窓口の連絡先及びその通報の方法は、事務局が定め、当社グループのイントラネット、各グループ会社の事業所に掲示されるポスターなどの広報手段を通じて通知される。

３．通報は、実名又は匿名で行うことができる。但し、匿名の場合には、調査担当者

が通報者に連絡して通報事項に関する詳細情報を得ることが困難であるため、実名で通報を行うことが推奨される。

（調査）

第６条　事務局は、本通報窓口において通報を受け付けた場合には速やかに受領の確認を行い、その通報内容を精査し、通報事項に関して調査が必要であると判断したときには、事案の性質に従って、自ら又は当社グループ（通報者が所属するグループ会社を含み、以下本条において同じ）の適切な部署に指示して事実関係の調査を行うものとし、必要に応じて適宜、GCGC に報告を行う。

２．前項の調査を行う場合、調査担当者は、当社グループの関連する部署及び役職員に協力を求め、必要に応じて法律事務所又は会計事務所などの外部専門家に調査を委託することができる。調査担当者から協力を求められた当社グループの関連する部署及び役職員は、調査に協力する義務を負う。この場合、事務局は、調査を担当する当社グループの関連する部署又は外部専門家に個人情報を含む調査情報を共有することができる。

３．本条の調査を行う場合、通報内容につき利益相反が存在する者は調査に関与させないものとする。

（是正・再発防止措置）

第７条　調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、事務局は、GCGC と協議の上、当社グループの関連する拠点に対し、是正措置、再発防止措置、懲戒処分を勧告することができる。

２．前項の勧告を受けて、当社グループの関連する拠点は、適用される法令及び社内規程に従って、速やかに是正措置、再発防止策措置及び懲戒処分を実施しなければならない。

３．事務局又はその指定する者は、通報者に対して、プライバシーその他の権利保護に支障がない範囲で、調査の結果、実施した是正措置及び再発防止措置の概略を通知する。

## 第３章 報復の禁止と秘密保持

（通報者・協力者の保護）

第８条　当社グループは、通報者が通報窓口に通報したこと、又は協力者が通報に関する事実関係の確認に協力したことを理由として、通報者及び協力者に対して、解雇、解任、降格、昇格の停止、減給、戒告、退職金の不支給、減額、不利益な配置転換、消極的な人事考課、ハラスメントを含む不利益な取り扱いをしてはならない。

２．各拠点は、事務局の指示に従い、通報者・協力者が通報又は協力したことを理由として、通報者及び協力者の労働環境が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。
３．それにもかかわらず報復行為が行われたことが判明した場合には、事務局は、GCGC と協議の上、当社グループの関連する拠点に対し、是正措置、再発防止措置、懲戒処分を勧告することができる。
４．前項の勧告を受けて、当社グループの関連する拠点は、適用される法令及び社内規程に従って、速やかに是正措置、再発防止策措置及び懲戒処分を実施しなければならない。

（秘密保持）
第９条　事務局は、通報内容その他の調査情報の秘密性を確保し、特に通報者を特定させる情報に関しては厳重に管理する。本規程により協力を求められた部署、本規程に定める業務に携わる役職員は、通報された内容及び調査で得られた個人情報の秘密性を確保し、事務局の要請に従って秘密保持に関する誓約書に署名を行うものとする。
２．当社グループの役職員は、通報の匿名か否かにかかわらず、正当な理由なく通報者を特定させる情報を詮索してはならない。
３．本条の違反が判明した場合には、事務局は、GCGC と協議の上、当社グループの関連する拠点に対し、是正措置、再発防止措置、懲戒処分を勧告することができる。
４．前項の勧告を受けて、当社グループの関連する拠点は、適用される法令及び社内規程に従って、速やかに是正措置、再発防止策措置及び懲戒処分を実施しなければならない。

## 第４章 その他

（主管部署）
第１０条　本規程の所管部署は当社の Legal Group とする。

（本規程の制定、改定）
第１１条　本規程は、当社グループの各拠点において取締役会の決議その他の必要な現地法令上の手続を経て各拠点において強制力をもって適用される規則として制定されるものとする。

（付則）
１．本規程は、2026 年 10 月 1 日より施行する。

別紙 1

| | 会社名 | 所在国 |
|---|---|---|
| 1 | 希比希(中国)管理有限公司 | 中国 |
| 2 | 希比希(北京)貿易有限公司 | 中国 |
| 3 | 希比希光学(北京)有限公司 | 中国 |
| 4 | 希比希(上海)貿易有限公司 | 中国 |
| **5** | 希比希（長春）医薬有限公司 | 中国 |
| **6** | 希比希(広州)貿易有限公司 | 中国 |
| **7** | CBC (HONG KONG) Co., Ltd. | 中国 |
| **8** | T-CBC (TAIWAN) Co., Ltd. | 台湾 |
| **9** | CBC (THAILAND) Co., Ltd. | タイ |
| **10** | CBC MANUFACTURING (THAILAND) Co.,Ltd. | タイ |
| **11** | CBC. S Pte Ltd | シンガポール |
| **12** | PT. CBC PRIMA | インドネシア |
| **13** | CBC OPTRONICS (BD) Co., Ltd. | バングラディシュ |
| **14** | CBC CORPORATION (INDIA) Pvt. Ltd. | インド |
| 15 | CBC Korea Co., Ltd. | 韓国 |
| 16 | CBC AMERICA HOLDING Corp. | アメリカ |
| 17 | CBC AMERICA LLC | アメリカ |
| 18 | Procos USA Inc. | アメリカ |
| 19 | CBC PRIMERO MEXICO S.A. DE C.V. | メキシコ |
| 20 | CBC EUROPE GmbH | ドイツ |
| 21 | CBC (POLAND) Sp. z o.o. | ポーランド |
| 22 | CBC EUROPE S.r.l. | イタリア |
| 23 | CBC BIOPLANET SOCIETA' AGRICOLA SRL | イタリア |
| 24 | Procos S.p.A. | イタリア |
| 25 | CBC BIOGARD S.A.S | フランス |
| **26** | BIOGARD Greece LLC | ギリシャ |
| **27** | CBC IBERIA S.A. | スペイン |
| **28** | Biopol B.V. | オランダ |
| **29** | CBC EUROPE GmbH UK Branch　※20 と同一法人 | イギリス |

別紙２

※イタリア法等、本規程に優先すべき事項がある場合には記載※